

社団法人 山梨県管工事協会 慶弔規程

会員及び協会関係者に慶事、弔事、疾病、及び災害等があった場合下記のとおり金品を贈り微意を表す。

記

- 1 会員が死亡したとき
生花 1基 香典 20,000 円
- 2 会員の配偶者及び一親等の親族が死亡したとき
生花 1基 香典 10,000 円
- 3 会員が疾病のとき
10 日以上入院した場合 お見舞い 10,000 円
- 4 会員が葬儀広告の掲載を希望する場合その費用は自己負担とする。
- 5 顧問、相談役、会長、副会長、専務理事本人及び歴代会長が死亡した時は、協会が山梨日日新聞に葬儀広告を掲載する。
- 6 火事等の災害にあったとき
(台風・地震等の大災害の場合は支払わないこともある)
火事見舞(実害があった場合) お見舞い 10,000 円
- 7 会長が特別の配慮を必要と認めた時は、役員又は関係会員二人以上から意見を聞き、協会に対する貢献度や諸般の事情を考慮してその都度決める。
- 8 職員については、別途定める。
- 9 協会関係者については、前各項に準じ会長がその都度決める。

改定 平成 14 年 12 月 4 日 理事会議決

改定 平成 18 年 10 月 11 日 理事会議決